

平成24年度 「高知県ものづくり地産地消推進事業費補助金」

飛躍への挑戦！
高知県産業振興計画

高知県では、県内中小企業の方が、県内で需要がある機械設備等の開発・製造に取り組むことを推進するため、「高知県ものづくり地産地消推進事業費補助金」を設け、県内の現場ニーズや課題を独自の工業技術（機械の開発）によって解決していくことに挑戦する中小企業の方を支援しています。

【事業内容】

1 対象事業者

- 県内の中小企業者（企業単独）
- 県内の中小企業者が複数で連携する事業体（事業体）

2 対象事業

- 県内に需要がある機械及び設備について、県内で試作開発しようとするもの

3 補助率

- ①「ステップアップ事業」→ 製品の構想段階から基本設計までの事業

- ◆補助率：2分の1以内 補助限度額：100万円
- ※この事業の補助対象者は、企業単独のみとなります。

- ②「試作開発事業」 製品の試作開発に取り組む事業

当補助事業の「試作開発事業」を行った事業に引き続く改良事業

- ◆企業単独の場合 補助率：2分の1以内 補助限度額：1,000万円
- ◆事業体の場合 補助率：3分の2以内 補助限度額：1,350万円
- ※単年度事業だけでなく、2カ年に渡る事業についても対象になります。

4 募集時期

- 年3回（5月、7月、10月）

予算の状況によっては、第3次募集を行います。（次回募集開始予定時期 10月）

○高知県工業振興課ホームページ

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150501/h24-mono-koubo2.html>

お問い合わせ・申込先

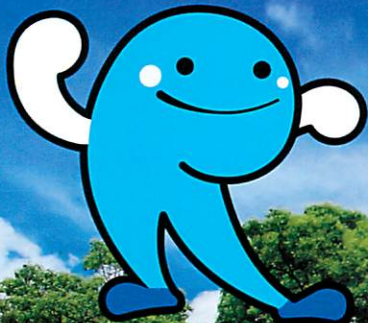
〒780-8570

高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県商工労働部工業振興課 担当：藤岡、徳永

Tel：088-823-9720 Fax：088-823-9261

e-mail：150501@ken.pref.kochi.lg.jp



飛躍への挑戦!
高知県産業振興計画

みんなが主役
高知の元気発信プロジェクト

高知県中小企業 設備投資促進事業費補助金 のご案内

〈平成24年7月版〉

1 補助対象事業

高知県内の一つの敷地内(※)において、雇用を確保し企業活動を継続・拡大することを目的に、工場等の生産性向上に資する設備の取得を行う事業(これに伴って、工場等の新設又は増設に係る用地の取得、建物の取得又は建物建設工事を行う事業を含む。以下「補助事業」という。)

高知県に補助金交付申請を行っていただき、高知県から補助金交付決定を受けた後に補助事業に着手する必要があります。

※道路等で分割されている敷地であっても隣接地であれば一つの敷地とみなします。

	補助事業の項目	着手の考え方
①	工場等の生産性向上に資する設備の取得	当該設備の取得に係る契約を締結しようとする日
②	①に伴い実施する工場等の新設又は増設に係る土地の取得	当該土地の取得に係る契約を締結しようとする日
③	①に伴い実施する工場等の新設又は増設に係る建物の取得 又は建物建設工事	当該建物の取得又は建物建設工事に係る契約を締結しようとする日

※複数の内容を実施する場合、着手はそのうちの最も早い日を適用します。

2 補助対象者

高知県内で1年以上製造業を営んでいる中小企業者。(補助金の利用は一中小企業者につき1回限り)

3 補助内容

	補助対象経費	補助額	補助限度額
①	減価償却資産(建物及びその附属設備を除く。)の取得に要する経費	補助対象経費のうち 金融機関から 借り入れた金額の 8.0%以内(※3)	3,400万円 (※3) (※4)
②	①に伴う土地の取得に要する経費(※1)		
③	①に伴う建物及びその附属設備の取得に要する経費(※2)		

※1:工場を移転する場合については、既存の土地がリースの場合のみ、新たに取得した土地の取得経費が補助対象となります。

※2:工場を移転する場合については、増加割合分が補助対象になります。

※3:補助額・補助限度額については算定のもととなる県の制度融資の利率に基づいて毎年度見直します。

※4:補助金の対象とする設備投資額の限度額は5億円となります。

4 事業実施の要件

- ① 補助事業の総額が2,500万円以上であること。
- ② 高知県内で6ヶ月以上の雇用が見込まれる新規雇用を1人以上行い、実績報告までに従業員数が1人以上純増すること。
(申請直近と6ヶ月前のいずれか多い方の従業員数を基準として純増。)
※新規雇用は原則としてハローワークを通じて募集。雇用保険により確認を行う。

5 事業資金の要件

- ① 高知県内に本店又は支店を有する金融機関(貸金業者を除く。)から、3年以上10年以内の返済期間(土地の取得、建物及びその附属設備の取得を含む場合は、3年以上15年以内の返済期間)によって証書貸付による融資(預金担保融資を除く。)を受けること。融資額が1,000万円未満の事業については補助対象としない。
- ② 補助事業の総額のうち融資額は85%以内であること。
- ③ 金融機関からの融資実行後3年間は繰上償還を行わないこと。やむを得ない事情により繰上償還を行う場合は事前に知事の承認を受けること。3年を経過した後の繰上償還についても知事への届け出を行うこと。(償還の繰り延べについて制限はない。)

6 申請手続き

原則として次のような手続きの流れになります。

- ① 計画した補助事業について補助金交付申請を行う。
 - ② 【高知県】補助金交付に関する審査(書類審査※)を行い、予算の範囲内で補助金交付決定を行う。
 - ③ 補助事業に着手する。
 - ④ 事業着手、融資実行、事業完了等の際に報告を行う。
 - ・必要に応じて概算払の請求を行うことができる。
 - ・新規雇用の要件等を達成。
 - ⑤ 補助事業完了。実績報告。
 - ⑥ 【高知県】補助金額の確定。補助金の交付。
- ※必要に応じて有識者を交えた審査会を行います。
※補助金交付申請を行う前に、金融機関から融資の決定を受ける必要があります。

7 その他

- ◆平成24年度から平成26年度まで、3年間の事業です。
- ◆概算払は、土地建物の取得完了時に1回、設備の取得完了時に1回、当該経費にかかる補助金額の7割を上限に、請求することができます。
- ◆工場等の生産性向上に資する設備の取得に伴う事業であれば、工場の耐震改修や節電対策にも活用できます。

高知県商工労働部には他にもこんな支援があります

南海地震・節電対策融資

地震による被害を事前に防止する取組、節電の取組を積極的に支援します。

対象者：県内の中小企業者で、南海地震対策・節電対策を行う方

申込先：取扱金融機関又は高知県信用保証協会

お問い合わせ：県庁経営支援課 TEL088-823-9695

中小企業耐震診断等 支援事業費補助金

耐震診断・耐震設計に要する費用を補助します。

対象者：県内で製造業を営む中小企業者

対象建築物：昭和56年5月31日以前に建てられた製造業を営むための事務所、工場など。

お問い合わせ：県庁商工政策課 TEL088-823-9692

お問い合わせ

高知県商工労働部 工業振興課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

電話：088-823-9720 ファックス：088-823-9261

e-mail：150501@ken.pref.kochi.lg.jp 担当：山崎(靖)、徳永